

一般競争入札（事後審査） 公告説明書【物品等】

I 案件に関する事項について

9「設計図書の入手方法」に従って設計図書を入手してください。

○あいち電子調達共同システム（物品等）

URL <http://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>

○日進市ホームページ 「契約担当課のページ」

URL <http://www.city.nisshin.lg.jp/kurashi/sangyo/7223.html>

II 参加方法について

IV-4「入札書提出期間」に入札書を提出することにより参加とする。

III 参加資格について

1 共通事項

共通事項に示す要件の詳細は、次のとおりとします。

- ①日進市に参加資格審査を申請し、承認された資格を、公告日に有する必要があります。
- ②当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者は参加できません。
- ③地方自治法施行令第167条の4第2項各号（履行に当たり不正の行為をした等）に該当する者や、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者は参加できません。
- ④公告日から当該案件の落札決定までの間、本市から日進市建設工事等請負業者指名停止取扱要領（平成18年要領第6号）に基づく指名停止又はこれに準ずる措置を受けている者は参加できません。
- ⑤公告日から当該案件の落札決定までの間、「日進市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年12月26日 日進市長、日進市教育委員会教育長及び愛知県愛知警察署長締結）に基づく排除措置を受けている者は参加できません。
- ⑥公告日から当該案件の落札決定までの間、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者は参加できません。

ただし、会社更生法に基づき更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなします。

- ⑦公告日から当該案件の落札決定までの間、民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者は参加できません。

ただし、民事再生法に基づき再生手続開始の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなします。

2 地域要件

地域要件に示す用語は、次に定めるところによります。

「日進市内本店」：日進市内に主たる営業所（一般的には「本社」・「本店」のことをいう。）を有する者をいいます。

「日進市内支店」：日進市内に主たる営業所以外の営業所（一般的には「支店」・「支社」・「営業所」のことをいう。）を有する者をいいます。ただし、日進市競争入札参加資格者名簿に契約営業所として登載された営業所に限ります。

「愛知県内本店」：愛知県内に主たる営業所を有する者をいいます（日進市内本店を含みます）。

「愛知県内支店」：愛知県内に主たる営業所以外の営業所を有する者をいいます（日進市内支店を含みます）。ただし、日進市競争入札参加資格者名簿に契約営業所として登載された営業所に限ります。

3 履行実績

「履行実績」欄に記載されている要件以上の実績を有していることが必要です。

履行実績の金額は税込みとし、「官公庁」とは国（特殊法人等を含む）、地方公共団体及び独立行政法人に限り、業種の確認はCORINSの登録又はその他の方法で行います。本件における特殊法人等とは以下のとおりです。

（１）公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号）第２条で規定された法人

（２）地方公社

① 地方道路公社法に基づき地方公共団体が設立した「道路公社」

② 公有地の拡大の推進に関する法律に基づき地方公共団体が設立した「土地開発公社」

③ 地方住宅供給公社法に基づき地方公共団体が設立した「住宅供給公社」

（３）公共施設を設置又は整備する機関として個別の法律により国の認可、指定等を受けた法人

4 参加資格の確認時期

事後審査型一般競争入札では、開札後に１番札の落札候補者から順に、別に提出する書類にて参加資格を確認します。

IV 入札に関する事項について

1 入札について「紙・電子共通の事項」

① 入札回数は１回とします。

② 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税の課税対象となる金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数が

あるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額のうち、消費税及び地方消費税の課税対象となる金額には110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

- ③ 入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。ただし、単価契約のときは、1円未満の端数切り捨ては行いません。

- ④ 10「入札時添付書類」において内訳書の添付を求めている場合、内訳書の内容が入札書に記載された入札金額と同額となるようにしてください。

2 開札の方法

- (1) 「入札種別」が“紙”の場合

開札は会場で入札後速やかに行います。

- (2) 「入札種別」が“電子”の場合

開札は5「開札日時」に6「開札場所」で行いますが、必ずしも立ち会う必要はありません。

立会いを希望される場合は、事前に行政課契約検査担当まで電話連絡してください。

3 入札の執行

- ① 入札日までに本市から入札参加停止措置を受けた場合は、入札参加資格を失います。また、談合情報が寄せられた場合には入札参加資格を取り消すことがあります。

- ② 入札参加者が1人以上ある場合に入札を実施します。なお、天災地変があった場合や談合に関する情報があった場合には入札を中止する場合があります。

- ③ 入札保証金は、日進市契約規則第11条の規定により免除します。

- (1) 「入札種別」が“紙”の場合

入札書は公告I-9「設計図書の入手方法」に準じてダウンロードのうえ使用し、封筒記入方法を参考に封入し提出してください。

会場での集合入札となりますので入札開始時間までに入場してください。入札開始後は会場へ入場(入札へ参加)することができません。

事前に日進市建設工事関係等入札者心得書をよく読んで参加してください(日進市ホームページに掲載。)

- (2) 「入札種別」が“電子”の場合

電子入札システムを使用します。4「入札書提出期間」に記載された期間内に電子入札システムに入札金額を入力し、送信してください。

事前に日進市建設工事関係等入札者心得書等をよく読んで参加してください(日進市ホームページに掲載。)

4 落札候補者及び落札者の決定方法

- ① 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、入札参加資格を確認した上で落札者とします。当該落札候補者に資格が無いと認められた場合には、次順位者の方を落札候補者とし入札参加資格を確認します。
- ② 落札候補者は、開札日の翌日から2日以内（土曜日及び日曜日、祝日、12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）に事後審査に必要な書類（以下「事後審査書類」という。）を提出しなければなりません。

5 事後審査書類

- ・ 入札参加資格確認申請書（第2号様式）
- ・ 公告Ⅲ-5に定める履行実績を確認できるもの「契約書の写し及び履行証明（検査調査等）の写し」
- ・ 電子契約利用申出書（電子契約による契約締結を希望する場合に限る。）
※電子契約を希望する場合は、事後審査書類の提出と併せて電子契約利用申出書を提出してください。提出がない場合は、書面による契約締結として取り扱います。

6 事後審査書類の提出場所

日進市役所総務部行政課（本庁舎3階）

- ・ 入札参加資格の確認は、原則、事後審査書類の提出期限から2日以内（土曜日及び日曜日、祝日、12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）に行います。
- ・ 落札候補者の事後審査の結果、入札参加資格を有しないことが判明した場合は、適格者が確認できるまで、次順位の低価格をもって入札した者を新たな落札候補者として事後審査を行うものとします。この場合「開札日」は、「上位の落札候補者の審査が終了した日」と読み替えるものとします。
- ・ 事後審査において入札参加資格がないと認められた者は、その理由の説明を求めることができます。説明を求めるときは、入札参加資格確認結果通知書の通知日の翌日から起算して5日以内（土曜日及び日曜日、祝日、12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）にその旨を記した書面を郵送又は持参により提出しなければなりません。
理由は、説明を求められた日から5日以内（土曜日及び日曜日、祝日、12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）に書面で回答します。

7 無効とする入札

以下の入札は、無効とします。

（1）「入札種別」が“紙”の場合

- ・ 入札参加者の資格を有しない者のした入札
- ・ 所定の日時（入札開始宣言）までに、所定の場所に到達しない入札

- ・入札に際して談合等による不正があった入札
- ・同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- ・記名及び押印のない入札
- ・入札書の記載事項が確認できない入札
- ・入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- ・委任状を持参しない代理人のした入札（従業員が入札に参加する場合の委任状は不要）
- ・所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- ・金額に¥字又は金字が冠されていない入札
- ・入札年月日の誤り又はもれた入札
- ・訂正抹消した箇所に押印のない入札
- ・所定の入札書によらない入札
- ・その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

(2) 「入札種別」が“電子”の場合

- ・入札書受付締切予定日時までに到達しない入札
- ・入札に際して談合等による不正があった入札
- ・電子署名及び電子証明書のない入札
- ・同一案件において、電子入札と紙入札による入札書の提出をした入札
- ・内訳書の提出が必要な案件において、内訳書の提出のない入札及び内訳書に不備のある入札

8 入札結果等の公表

入札結果等は、入札情報サービス及び日進市ホームページにおいて公表します。

V 契約に関する事項について

1 契約書の作成

この項目が「要」の場合には、契約書による契約締結が必要です。電子契約を希望する場合は、電子契約サービスを利用して契約を締結します。電子契約による契約締結を希望する場合は、事後審査書類の提出と併せて電子契約利用申出書を提出してください。契約約款については、市のホームページから閲覧することができます。また落札決定後、契約締結までの間に本市から入札参加停止を受けた場合は、当該契約を締結しない場合があります。

2 契約保証金

契約保証金が「要」の場合には、落札者が日進市契約規則第35条の免除ができる場合に該当する場合を除いて、契約金額の100分の10以上の契約保証金（契約保証金に代わる担保を含む。）が必要となります。